

※は、昨年、議会改革に関する提案として提出され、議会基本条例を検討する組織で検討することとされた事項

項目及び要素		会派名又は個人名
分かりやすい議会運営		
58	一問一答。原則市長が答弁。行政に反問権の付与	新政クラブ
59	反論権の付与	公明党
60	反問権の付与	大和クラブ
61	・一問一答式(できる規定) ・質問の趣旨の確認(反問権はこの程度に)	神奈川ネットワーク運動
62	・一問一答方式 ・条件付き反問権の検討 ・対面式質問	明るいみらい・やまと
63	議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領を定め、所信及び抱負を表明するための「所信表明会」を開催し、その選考過程が明らかになるようにする。(地方自治法によると議長選出の手続きは公職選挙法に準じ、その中で立候補制は明記されていないとの事なので、条例には明記せず、多数の自治体で行われている様に要綱を定め、それに基づいて実施する形式とする。)	みんなの党大和
64	・市長の反問権を認める。 【補足】市長が逆に問うことにより、議論が深まる。 ・市長に対し、会派代表が10分程(若しくは会派人数に比例して時間配分)、一対一でクエスチョンタイムの様に質問できる場をつくる。 【補足】市長と一対一での質問なので、より市長の考え・政策がわかりやすくなる。また、市民にとって興味を持ちやすくなる。(7月26日、議会と市長との関係(51)から移動)	※山本議員
65	・議員の発言について、質問時間は1人60分程度に延長 ・議場の在り方 * 市長と議員の対面式の議場のレイアウトは資金がなくとも可能 * パワーポイントを使用できるように整備 ・議長、副議長、監査委員は所信表明でしっかり方針を明示して、公明正大に行うべきである。	無所属